

# 彩りのまち 響きの

～くらしの作法(まちづくりガイドライン)～

平成19年8月

～ まちづくりガイドライン ～

## はじめに

---

### 1. 『彩りのまち 響きの』が目指す住宅地づくり

『彩りのまち 響きの』は、「自然との共生」、「新しい時代のコミュニティの創造」、「学住近接というポテンシャルの最大限の活用」を実現させ、「人」と「緑」と「知」が織り成す、独自の新しいまちづくりを展開します。

#### まちづくりコンセプト

##### 『彩りのまち 響きの』

～自然が彩る 人と人が響きあう 人と自然が響きあう～

|               |                         |
|---------------|-------------------------|
| 『自然が彩る』とは     | 自然環境の豊かなまちづくりを目指すこと     |
| 『人と人が響きあう』とは  | ここでしかない、新しいコミュニティを目指すこと |
| 『人と自然が響きあう』とは | 自然環境とのふれあい・共生を目指すこと     |

### 2. これからの私たちの取組み

『彩りのまち 響きの』に暮らす私たちは、これまで受け継いできた伝統と文化あふれる環境や連帯感のある地域社会を基調にして、

- ・地域が一体となったコミュニティの結束の強いまちづくり
- ・緑の美しいまちづくり
- ・にぎわいのあるまちづくり

に取り組んでいくこととします。

～ まちづくりガイドライン 住宅地編 ～

## ガイドラインの目的と構成

---

住宅専用地区におけるまちづくりガイドラインは、“彩りのまち 響きの”でこれから始まる新しいまちづくりが良好な地域社会や街並みを維持形成していくための指針として定めるものです。

これまで地元の文化や暮らしを育んできた人と新しく住むこととなる人たちが一緒になり、この地域の「くらしの作法」として守り、取り組んでいくガイドライン(まちづくりルール)を定め、住民が、永く安全・安心で快適な暮らしを営んでいくことを目的とします。

本ガイドラインでは、“彩りのまち 響きの”が目指す、豊かな緑とうるおいにあふれた魅力あるまちづくりを進めるため、住民一人ひとりが心がけていくガイドライン(まちづくりルール)を「緑化に関する事項」、「景観に関する事項」、「住まい方に関する事項」及び「その他の事項」として定めています。

将来にわたって豊かな住環境を担保するとともに、住宅地としての価値の維持・向上を目指し、ここに定めるガイドラインを守りましょう。

## ガイドラインの内容

---

### 1．緑化に関する事項

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 1-1) 生垣等の設置 -----          | 1 |
| 1-2) シンボルツリーの植樹 -----      | 2 |
| 1-3) 駐車スペースの緑化 -----       | 3 |
| 1-4) 前面道路部分の緑化 -----       | 4 |
| 1-5) 推奨樹種(生垣、宅地内植栽等) ----- | 4 |

### 2．景観に関する事項

|                            |   |
|----------------------------|---|
| 2-1) 建物等の色彩 -----          | 5 |
| 2-2) 屋外広告物を設置する場合の配慮 ----- | 6 |
| 2-3) 付属建築物(物置等)の制限 -----   | 6 |
| 2-4) 建物外壁等の後退 -----        | 7 |
| 2-5) その他外構のデザイン等 -----     | 8 |

### 3．住まい方に関する事項

|                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| 3-1) ゴミ出しルールの遵守 -----             | 9 |
| 3-2) 騒音、路上駐車など近隣への迷惑行為の禁止 -----   | 9 |
| 3-3) 共同住宅の駐輪、駐車場やゴミ置場等に関する事 ----- | 9 |

### 4．その他の事項

|                               |    |
|-------------------------------|----|
| 4-1) 環境共生への配慮 -----           | 10 |
| 4-2) 防犯性等への配慮(生垣等の高さ制限) ----- | 12 |

### 5．地区計画・用途地域により定められている内容 ----- 13

# 1 緑化に関する事項

## 1-1) 生垣等の設置

緑が連続する街並みづくりのために、道路境界等に面する垣または柵の構造は以下のものとしてください。

- 1) 生垣
- 2) 生垣又は高さ60cm以下の基礎の上に、植栽を設けたもの

地区計画では、垣または柵の構造として『高さ60cm以下の基礎の上に透視可能なネットフェンス等と植栽を組み合わせたもの』も認められていますが、緑豊かな街並みを形成するため、ネットフェンス等は避け生垣とするよう努めてください。

### 【生け垣が連続する街並みのイメージ】

- ・基礎の上を生垣で統一し、緑が連続する街並みを形成しています。



やむを得ずネットフェンスなどを設置する場合は、植栽と組み合わせるなど緑化に配慮して下さい。また、ネットフェンスなどは純色のものを避け、木製の製品を使用するなど、景観を阻害しないよう配慮してください。

### 【植栽のないネットフェンス】

×



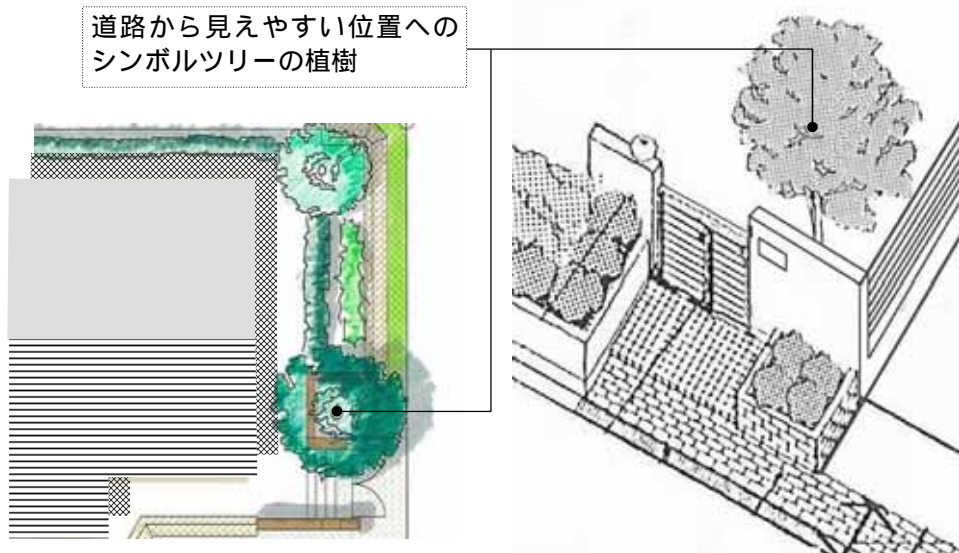
### 【木を使った茶系のフェンス】



## 1 - 2 )シンボルツリーの植樹

敷地内の各戸のアプローチ部分などに、シンボルツリーを1本植樹してください。  
シンボルツリーその他、敷地内の道路に面する部分に生垣や花壇を設けるなど、緑化に努めてください。

緑豊かな街並みを形成するため、敷地内の道路に面する部分など、道路から見えやすい位置にシンボルツリーを植樹してください。シンボルツリーはこの地での新たな生活が始まる記念樹でもありますので、大切に育て、緑豊かな街づくりの第1歩としましょう。



シンボルツリーは、季節によって、花が咲くものや紅葉が美しいものなど、街並みに彩りを与える樹種を選ぶよう努めて下さい。シンボルツリーの樹種については、1 - 5 )で推奨種が定められています。

### 【シンボルツリーの推奨樹種】



(ナンキンハゼ)



(コブシ)



(エンジュ)



(トウカエデ)



(エゴノキ)

### 1-3) 駐車スペースの緑化

駐車場の仕上げは、芝生等と舗装材を組合せるなど、緑化を施したものとしてください。

緑が連続する街並みづくりを進めるため、駐車場の舗装は下記のような緑化を施した舗装とするよう努めて下さい。

【緑化を施した駐車場の舗装（例）】



(グリーンプロック舗装)

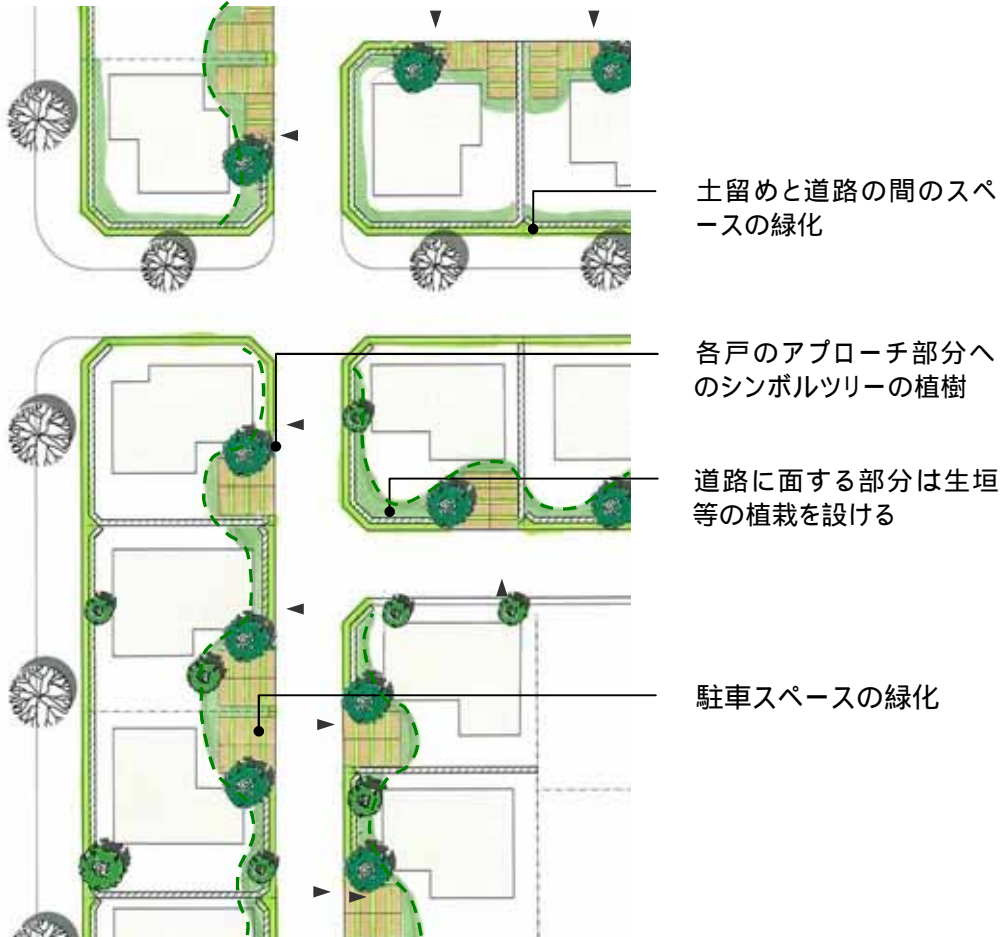


(自然石+芝目地)



(レンガタイル+芝)

【緑が連続する街並みづくりのイメージ】



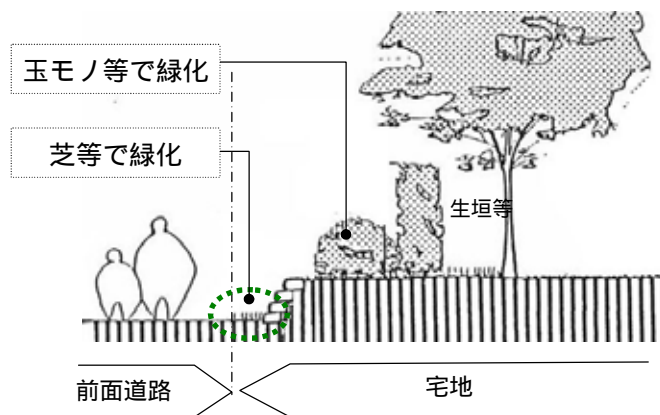


### 1 - 4) 前面道路部分の緑化

生垣・柵・土留め等と前面道路の間のスペースなどは緑化してください。

土留めと前面道路境界との間は緑化スペースとして下さい。  
 また、道路に面する部分の緑を豊かにするためには、生垣を 50cm 程度セットバックし、後退した部分を玉モノなどで緑化することも効果的です。

【前面道路部分の緑化イメージ】



### 1 - 5) 推奨樹種(生垣、宅地内植栽等)

敷地内に植樹する低木、中高木については、季節感のあるものを中心に、以下の樹種を推奨樹種とします。

【推奨樹種】

| 植栽の種類                               | 樹種   |
|-------------------------------------|--|
| シンボルツリー<br>季節によって、花が咲く、もしくは紅葉が美しい樹種 | エゴノキ、エンジュ、カツラノキ、コブシ、トウカエデ、ナンキンハゼ等  |
| 中・高木                                | 落葉樹：アキニレ、イタヤカエデ、エノキ、ケヤキ、コナラ、ハナミズキ、トチノキ等<br>常緑樹：アラカシ、クロガネモチ、サザンカ、シラカシ、ダイサンボク、ヤマモモ等                            |
| 低木                                  | 落葉樹：アジサイ、アケビ、サルスベリ、サンシュユ、ユキヤナギ、レンギョウ等<br>常緑樹：アオキ、アベリヤ、クチナシ、サツキ、ピナンカズラ等<br>地被類：キズタ、シバ、タマリユウ、テイカズラ、ヘデラ、リュウノヒゲ等 |



## 2 景観に関する事項

### 2-1) 建物等の色彩

緑の美しいまちづくりを進めるため、建物の外壁、屋根の色などは落ち着いたある中間色としてください。

建物に付属する物置、カーポート等においても同様とします。(アクセントカラーとして用いる場合は除く)

緑の美しいまちづくりを進めるため、建物の外壁、屋根の色などは落ち着いたある中間色としてください。中間色とは、純色にグレーを混ぜてできる濁った調子の色のことをいいます。純色や彩度の高い色は避けて下さい。

#### 【中間色のイメージ】

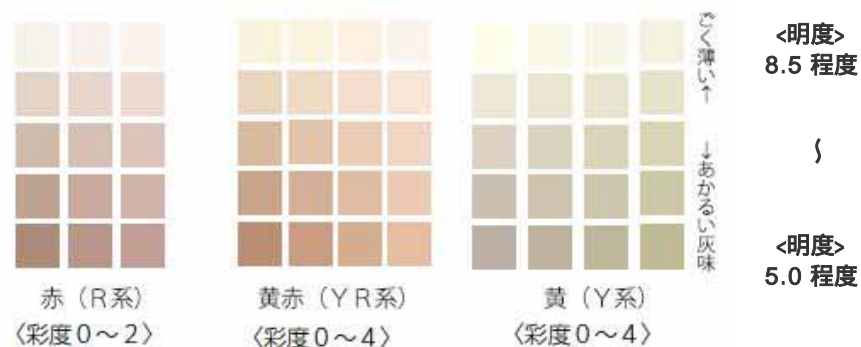


また、以下に「緑の美しいまちづくり」を進めるための推奨カラーを定めます。建物の外壁・屋根などには推奨カラーを採用するよう努め、統一感のある街並みを形成しましょう。

#### 【推奨カラー】

大きな壁面などに用いるベースカラーは、地域の土・砂・石をイメージさせる自然の色・風土の色を基本とします。

推奨カラーは、赤(R系)～黄赤(YR系)～黄(Y系)の明るい灰味がかかった色～薄い色とし、目安としてマンセル値では、明度は5～8.5程度、彩度が0～2または0～4程度が目安です。



注) 色相：色味を示し、赤(R)、黄(Y)、緑(G)、紫(P)、青(B)の5色相を基本とし、さらに中間に黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)を配して10色相としています。

明度：明るさを示し、完全吸収の理想の黒を0、完全反射の理想の白を10とし、その間を10段階に配列しています。最も明るい色は白、最も暗い色は黒となります。

彩度：鮮やかさを示し、彩度が最も高い色は鮮やかな原色となり、彩度が低くなるにつれてくすんだ色みを感じない色に変化し、最後には無彩色になります。

## 2-2) 屋外広告物を設置する場合の配慮

自己の用に供する屋外広告物を設置する場合は、看板等の色、位置などについて、景観に配慮したものとしてください。

屋外広告物、看板類などは、街並みや景観を阻害する要因となります。自己の用に供するものを設置する場合でも、植栽により修景するなど、街並みとの調和に配慮してください。また、看板の文字などにアクセントカラーとして用いる場合を除き、ベースカラーには中間色を採用してください。

なお、地区計画においては、自己の用に供するもの以外の広告物、看板類の設置は禁止されています。

### 【景観を阻害している例】

・看板が歩道にはみ出て景観を阻害しています。

### 【景観に配慮している例】

・看板は敷地地内にセットバックしています。

×



## 2-3) 付属建築物(物置等)の制限

付属建築物は、物置、自動車車庫及びこれらに類するものとし、付属建築物を道路部分に隣接して設置しないようにしてください。道路境界、隣地境界からの離隔は、「2-4 建物外壁等の後退」に規定されている距離を確保しましょう。

物置、車庫等は、街並みや景観を阻害する要因となることがあります。道路部分に隣接して設置しないようにするとともに、周囲を植栽等で修景するよう努めてください。